

令和3年第1回教育委員会会議臨時会 議事録

午後 1時00分開会

1 日 時 令和3年3月17日(水)

午後 1時50分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長, 市川委員, 西川委員, 平田委員

4 説明員 吉本総務学事課長, 富本人事管理担当課長, 大橋教育指導担当課長,  
堀川文化生涯学習課長, 山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

報告第 2号 臨時代理処分の承認について

(県費負担教職員の任免その他の進退についての広島県教育委員会  
への内申について)

報告第 3号 臨時代理処分の承認について

(定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(令和3年度教育委員会関係補正予算案))

議案第 12号 学校薬剤師の委嘱について

議案第 13号 視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案

議案第 14号 市立竹原書院図書館長の服務に関する規則を廃止する規則案

議案第 15号 市立竹原書院図書館司書設置規則を廃止する規則案

議案第 16号 竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する  
規則案

議案第 17号 竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案

報告・協議 令和2年度末・令和3年度始教職員の人事異動について

○高田教育長 ただいまから, 令和3年第1回竹原市教育委員会会議臨時会を開会いた  
します。お諮りいたします。議案第13号, 議案第16号及び議案第17

号は関連議案であるため一括で上程すること、議案第14号及び議案第15号は関連議案であるため一括で上程すること、報告第2号及び報告・協議は個人情報のため非公開とし、議事の進行上、議案第15号の後に付議することに御異議ございませんか。

○市川委員           はい。

○西川委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。議案第13号、議案第16号及び議案第17号は関連議案であるため一括で上程すること、議案第14号及び議案第15号は関連議案であるため一括で上程すること、報告第2号及び報告・協議は個人情報のため非公開とし、議事の進行上、議案第15号の後に付議することに決定しました。

○高田教育長       はじめに、報告第3号「臨時代理処分の承認について（定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について（令和3年度教育委員会関係補正予算案）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長       定例市議会に提案される議案のうち教育委員会関係の議案を別紙のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集するための時間的余裕がなかったため、令和3年3月11日に教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり臨時代理処分したので、報告するものでございます。またこのことを受けて、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。来年度予算に間に合わなかったものについて、補正させていただいたものでございます。議案書6ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、4,457千円を歳入といたしまして、歳出に修学旅行キャンセル料補助金3,802千円をあげております。現時点では、修学旅行に行っていない学校は、

忠海中学校と竹原中学校の2校となります。今後、実施できない場合でキャンセル料が必要となった場合のために確保しておくものでございます。

○堀川課長 私の方から歳出の教育費・社会教育費・文化財保護費・文化財管理に要する経費655千円について説明させていただきます。市が管理運営する文化施設、竹原市歴史民俗資料館・旧松阪家住宅・旧光本家住宅・旧森川家住宅の4施設について、コロナ禍において、来場者や窓口職員の現金授受による新型コロナ感染リスクの低減の観点からキャッシュレス決済を導入するための備品購入の予算でございます。レジの機能部分のiPad4台、レシートプリンター内蔵キャッシュドロアいわゆる現金保管庫4台、カードリーダー4台、その他レシート消耗品等の予算を計上しております。令和3年度の補正予算となっておりますので、新年度になり備品購入の準備を進め、窓口職員の研修等を経て準備が整い次第導入したいと考えております。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○市川委員 修学旅行のキャンセル料は来年度の修学旅行ではなく、今年度実施していない2校がキャンセルになった場合ということですか。

○吉本課長 今年度まだ実施できていない子供たちが、来年度行くように予定しているものについてのキャンセル料でございます。

○市川委員 来年度の子供たちについては、まだ決まっていないということですか。

○吉本課長 来年度につきましてはまだ、実施できるかどうかわかりませんが、今のところはキャンセル料が発生する状況ではございません。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。続いて、議案第12号「学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第12号「学校薬剤師の委嘱について」でございます。令和3年3月5日付で薬剤師会会長から学校薬剤師変更届が提出されたことに伴い、その推薦を受けた者に令和3年4月1日より、学校薬剤師を委嘱しようとするものでございます。具体的には、竹原西小学校の学校薬剤師を有田志穂さんに、賀茂川中学校の学校薬剤師を金好康隆さんに委嘱をいたします。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員 有田さんと金好さんは、薬剤師会からの推薦ということですか。

○吉本課長 原則、学校医等も全て医師会や薬剤師会から必ず推薦をもらっています。

○平田委員 金好さんの住所が西条になっていますが、竹原市の方はいなかったのですか。

○吉本課長 金好さんの住所は東広島市ですが、竹原市内のきりり薬局に勤めておられる方です。竹原市内の薬局の薬剤師ですので、薬剤師会から推薦をいただいています。

○西川委員 前は神田さんが兼務されていましたが、兼務は何校まで認めるとか各校1名とか規定はありますか。

○吉本課長 そのような規定はございませんが、あまり多いと仕事に支障が出ますので、それはいたしておりません。1人で2・3校受け持っていただくように薬剤師会で調整されていると思います。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり承認す

ることに決定いたしました。続いて、議案第13号「視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案」、議案第16号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第17号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」は、関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長

議案第13号「視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案」、議案第16号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」、議案第17号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」、以上3議案を一括して説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき教育委員会規則を廃止、改正するものでございます。まず、議案書12ページから14ページでございます。議案第13号「視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案について」でございます。1月28日の教育委員会会議において、竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の廃止について同意をいただき2月市議会定例会に提案、可決されたところでございます。これを受け、教育委員会規則で定めていた竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則を廃止するものでございます。続いて、議案書21ページから26ページでございます。議案第16号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」について、議案書26ページ新旧対照表をご覧ください。25ページから表が続いていますが、改正前第5条11項、生涯学習系の事務から「竹原市視聴覚ライブラリーに関すること」を削除いたします。併せて25ページ第5条第5号及び第6号について「体育」から「スポーツ」という表記に改めるものです。これはスポーツに対する社会の期待が教育的機能だけでなく、健康寿命の延伸や地域の活性化など期待されるようになり、現在では「スポーツ」は体育や身体活動の概念を含むものと認識されつつあ

ることから今回併せて改正を行います。次に議案書27ページから32ページ議案第17号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」について、議案書32ページ別表第2の新旧対照表に規定されている職務権限事項のうち「視聴覚教材その他の備品の貸出しに関すること」を削除いたします。文化生涯学習課からの説明は以上です。

○吉本課長 議案第17号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」の第4条について、追加で説明させていただきます。議案書25ページ新旧対照表の第4条第10号について説明します。以前から御説明しておりますとおり、竹原市教育相談室を来年度から適応指導教室に変えさせていただきます。その関係で、名称を適応指導教室に改めさせていただきます。併せて、議案書26ページの「別表第2 附属機関」についてでございます。この度、附属機関の表をつけさせていただきました。市長部局が附属機関の名称及び主管課の表を行政組織規則に載せましたので、それに合わせて竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則についても同様に示させていただきます。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 訓令という表記がありますが、訓令とは何を指すのですか。

○山口係長 規則は、公告して外部に知らせる内容のものですが、訓令は内規的なものになりますので、事務的なこの決裁規程のようなものは、組織内の職員に周知するので、訓令となります。

○西川委員 行政特有のものですか。

○山口係長 決裁規程のような市の内部に対するものに訓令という表現を使います。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第13号、議案第16号及び議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第16号及び議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第14号「市立竹原書院図書館長の服務に関する規則を廃止する規則案」及び議案第15号「市立竹原書院図書館司書設置規則を廃止する規則案」は、関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第14号「市立竹原書院図書館長の服務に関する規則を廃止する規則案」、議案第15号「市立竹原書院図書館司書設置規則を廃止する規則案」について一括して説明させていただきます。議案書15ページから20ページをご覧ください。議案第14号「市立竹原書院図書館長の服務に関する規則を廃止する規則案」及び議案第15号「市立竹原書院図書館司書設置規則を廃止する規則案」についてでございます。市立竹原書院図書館設置及び管理条例第5条の規定により、市立竹原書院図書館の指定管理者制度の導入に伴い、館長及び業務に従事する職員の服務は指定管理者が定め、図書館司書等の専門的職員は、指定管理者が設置することとなるため、これまで教育委員会規則で規定していたこの二つの規則を廃止するものでございます。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長       本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第1回竹原市教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

令和3年3月17日     午後1時50分閉会